

デイサービスセンターひだまり地域密着型通所介護事業者運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 ともいき会が開設するデイサービスセンターひだまり **地域密着型通所介護事業所** (以下「デイサービスセンターひだまり事業所」という。) が行う、地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターひだまり事業所の職員が要介護状態にある高齢者 (以下「利用者」という。) に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 デイサービスセンターひだまり事業所における地域密着型通所介護の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

- (1) 地域密着型通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、その要介護者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 地域密着型通所介護の事業は、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、デイサービスセンターひだまり事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の処遇計画の実施、関係職員及び関係機関との連絡調整、移動手続きの事務、生活相談や面接等を行うものとする。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者の日常の生活介護にあたり、より快適な生活が営まれるよう援護するものとする。
- (4) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康診断や健康相談及び日常の生活介護を行うものとする。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、要介護者等が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第4条 デイサービスセンターひだまり事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は原則、月曜日～土曜日とし、日曜日を休業とする。
又、年末年始休暇 (12/30～1/3) 及びお盆休暇(8/14・15)は休業とする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時00分とし、サービス提供時間を9時00分から午後4時30分とする。

(利用定員)

第5条 デイサービスセンターひだまり事業所が行う地域密着型通所介護の定員は、1日18名とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、矢板市とその隣接市町村とする。

(地域密着型通所介護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 デイサービスセンターひだまり事業所の行う地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者等の依頼を受けて、居宅サービス計画に基づいて、その心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、送迎、入浴、食事、健康チェック及び機能訓練等のサービスを提供する。
- 2 地域密着型通所介護の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当するときは、市町村指定の負担割合額を負担する。
- 3 時間外の介護サービス、食材費及びその他利用者負担が適当と認める経費は別紙(デイサービスセンターひだまり 重要事項説明書)の通りとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、デイサービスセンターひだまり事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

- 2 利用者は、デイサービスセンターひだまり事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の経費により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等とデイサービスセンターひだまり事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。
- 4 利用者は、デイサービスセンターひだまり事業所内で次の各号に該当する行為をすることは認められない。
 - 一 決められた場所以外での喫煙
 - 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
 - 三 決められた以外の物の持ち込み

(苦情受付について)

第9条 苦情受付の窓口を設けて、迅速かつ丁寧に対応致します。

(緊急時等における対応方法)

第10条 デイサービスセンターひだまり事業所内で利用者の身体的急変が発生した場合、かかりつけ医又はデイサービスセンターひだまり事業所の協力病院に依頼して対処するとともに、速やかに家族等に連絡を行う。

(運営推進会議)

第11条 デイサービスセンターひだまり事業所は、地域ボランティア等との連携を図るために、概ね半年に1回運営推進会議を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 デイサービスセンターひだまり事業所内で地震災害、風水害及び火災等が発生した場合は、マニュアルに従って安全に避難誘導がなされるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 デイサービスセンターひだまり事業所は、事業所サービスや関係職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修採用後1月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ともいき会とデイサービスセンターひだまり事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。